

第3編 福祉

第1章 生活保護

ポイント

- ・管内の保護率（人口千人あたりの保護人員）は 3.72‰で、2 年連続して 4‰を下回って推移した。
- ・保護開始世帯数は 8 世帯で、開始理由は収入の減少が最も多かった。

1 生活保護の現状

当センターは、小浜市を除く 3 町（若狭町は旧上中町）を管轄しており、平成 26 年度の被保護世帯数は 72 世帯、被保護人員は 99 人。被保護世帯数、被保護人員とも前年度から減少した。保護率は 3.72‰で、4‰を下回る水準で推移した。（表 1、図 1）

新規に保護を開始した世帯は 8 世帯で、開始理由別では収入の減少によるケースが 5 件と最も多いが、次いで世帯主の傷病が 2 件となっている。要因は複合的であり、高齢化に伴い、傷病を患い預貯金を取り崩しながら生活していたが底を付いた、また、親族・知人の経済的援助が限界に達したなどの世帯の増加が見受けられる（表 2、3）

世帯類型別では、高齢世帯、傷病・障害世帯が占める割合がそれぞれ 52.8%、20.8%と高く、医療扶助率も 68.7%と高率となっている。（表 1、4）

一方、稼働世帯はわずかに 10 世帯で、管内有効求人倍率は全国平均に比べ高いものの、移動手段が少ない、年齢、資格等の制約もあり、自立困難なケースが多くなっている。

（表 1、5）

こうした中、当センターでは、ハローワークとも連携し、被保護世帯の就労促進に取り組んだ。

表 1 生活保護状況

種 別 年 度	人 口 （A） （人）	被保 護 世帯 数 （世帯）	被保 護 人 員 （B） （人）	保 護 率 B ／ A （％）	稼 働 世 帯 （世帯）	生 活 扶 助 人 員 （人）	医 療 扶 助 人 員					被保護人員 のうち、医 療扶助人員 の占める率 C／B(%)
							総 数 （C） （人）	入 院			入 院 外 （人）	
								計 （人）	精 神 （人）	そ の 他 （人）		
H22	27,475	81	107	3.89	6	85	83	15	9	6	68	77.6
H23	27,263	78	114	4.18	9	97	86	12	9	3	74	75.4
H24	27,052	74	109	4.03	11	97	80	10	6	3	70	73.4
H25	26,924	74	105	3.90	12	89	75	10	5	5	65	71.4
H26 (管内計)	26,648	72	99	3.72	10	86	68	10	7	3	58	68.7
高浜町	10,583	40	56	5.29	4	53	37	6	4	2	31	66.1
おおい町	8,333	14	18	2.16	1	12	12	3	2	1	9	66.7
若狭町	7,732	18	25	3.23	5	21	19	1	1	0	18	76.0
小浜市	29,953	137	174	5.81								
県	789,633	3,194	4,104	5.20								

保護停止中を含む。

数値は年度平均。（各月の数値の合計を 12 カ月で除して算出）

人口は各年度 10 月 1 日現在福井県推計人口

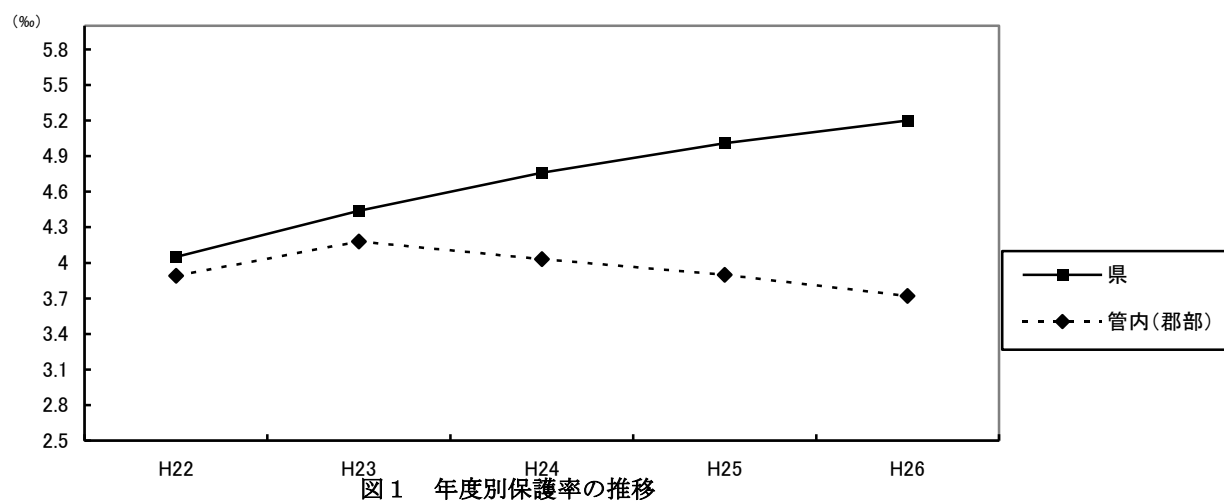


表2 保護の開始・廃止世帯数

年度 \ 区分	開始	廃止
H22	13	14
H23	11	15
H24	10	12
H25	7	9
H26	8	11

※小浜市を除く

表3 保護開始および廃止の理由別件数

開始		廃止	
区分	件数	区分	件数
世帯主の傷病	2 (4)	収入増	3 (1)
老齢による	0 (0)	死亡	2 (5)
収入の減少	5 (3)	傷病治癒	0 (0)
その他	1 (0)	その他	6 (3)
計	8 (7)	計	11 (9)

※小浜市を除く

()内は平成25年度

表4 世帯類型別被保護世帯数

年度 \ 種別	高齢	母子	傷病障害	その他	合計
H22	40	4	22	15	81
H23	34	5	22	17	78
H24	30	5	21	18	74
H25	36	5	18	15	74
H26	38	5	15	14	72
構成比 (%)	(52.8)	(6.9)	(20.8)	(19.5)	(100.0)
高浜町	22	5	6	7	40
おおい町	6	0	3	5	14
若狭町	10	0	6	2	18

※小浜市を除く

表5 管内の新規・有効求人倍率の状況（パートを含む）（資料：ハローワーク小浜）

項目 \ 月別	H24年度	H25年度	H26年度	H26年10月	11月	12月	H27年1月	2月	3月
新規求人倍率	1.68	1.84	1.66	1.47	2.05	2.70	1.48	1.92	1.46
有効求人倍率	1.12	1.30	1.28	1.18	1.31	1.48	1.23	1.30	1.22

第2章 児童福祉

ポイント

- ・各市町の保育施設入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。
- ・家庭相談の内容は、環境不良（養育の欠如、育児不安など）や知能・言語（発達）に関することが多く、例年と同様の傾向であった。

県では、これまで「ふくいっ子エンゼルプラン」や「福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のため様々な施策を実施し、県民が子どもを生み育てやすい地域社会づくりを進めている。

また、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」とその関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートする。

これらの施策体系の中で、当センターでは、各市町や児童相談所とも連携し、管内の児童福祉の推進に努めている。

1 児童福祉施策の状況

（1）保育対策等

管内市町の保育施設設置状況は表1のとおりである。平成27年度4月1日現在、各市町の入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。

市町では保育に関する様々なニーズに対応するため、地域の実情に応じて病児デイケア（病児・病後児保育）や延長保育・乳児保育、居住地以外の保育所へ入所できるような対策を行っている。（表2）

また、保護者の冠婚葬祭や通院などの場合、保育所に入所していない児童の一時的な預かりに対し利用料を助成する「すみずみ子育てサポート事業」を実施している。（表3）

なお、家庭での養育が困難な児童等に対しては児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っている。（表4）

表1 管内保育施設設置状況

（H27.4.1現在）

種 別 設置主体	保 育 所			認定こども園		
	施設数	定員 (人)	現員 (人)	施設数	定員(人)	現員 (人)
福 井 県	-	-	-	-	-	-
小 浜 市	11	804	686	1	130	122
	小規模保育施設 1	45	43			
	事業所内保育施設 1	15	10			
高 浜 町	3	520	329	-	-	-
	小規模保育施設 1	19	12			
おおい町	4	390	356	-	-	-
若 狭 町	4	315	244	-	-	-
合 計	25	2,108	1,680	1	130	122

表 2 病児デイケア実施施設

市 町 名	施 設 名	病児保育	病後児保育
小 浜 市	杉田玄白記念 公立小浜病院	—	○
おおい町	おおい町保健・医療・福祉総 合施設診療所	○	○
若 狭 町	若狭町国民健康保険 上中病院	○	○

表 3 すみずみ子育てサポート事業実施団体

実施団体名	一時保育	送迎	生活支援	利用できる市町
NPO法人わくわくクラブ	○	—	—	小浜市・若狭町
三びきのこぶた保育園	○	—	—	小浜市
セカンドホーム どんぐり	○	—	—	高浜町
若狭町シルバー人材センター	○	—	—	若狭町

表 4 管内からの児童福祉施設入所状況

(単位：人) (各年度末現在)

種 別	施 設 名	所在地	H22	H23	H24	H25	H26
乳 児 院	白梅学園	敦賀市	0	2	1	1	0
児童養護施設	白梅学園	敦賀市	6	5	8	5	6
	一陽*	越前市	0	0	0	0	0
合 計			6	7	9	6	6

※小浜市を除く。

*平成 23 年 4 月 1 日から施設名変更 (旧 進修学園)

(2) 子育てマイスター

子育てに関係が深い保育士や看護師等の有資格者を、子育てマイスターとして登録し、子育て中の親が地域で気軽に相談できる体制づくりを進めている。(表 5)

また、子育てマイスターを対象に研修会を開催し、子育てに関する知識を深め、活動する際の留意点を学ぶことで自主的・積極的な活動ができるよう支援している。(表 6)

表 5 子育てマイスター登録数

(H27.7.1 現在)

資 格	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	管内計
保育士・看護師 助産師等	21 人	8 人	5 人	3 人	37 人

表 6 子育てマイスター研修会

開催日	内 容	参 加 者
平成 27 年 2 月 21 日	・マイスターからの活動発表 ・講演「子どもの心をのぞいてみませんか」 講師 津田 節江氏 (元福井市まつのき児童館 館長) ・グループワークによる意見交換会	子育てマイスター 8 人 市町関係者 6 人 県関係者 8 人

2 家庭相談の状況

近年、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の連帯感や人間関係の希薄化により家庭養育機能が脆弱化し、子どもの健やかな成長への影響が懸念されている。

このような状況の中、知能・言語（発達障害等）や児童虐待等の問題が増加しており、当センターでは児童相談所、市町、学校、保育所等、関係機関とも連携を取りながら、地域児童の健全育成に関する支援や相談を行っている。

また、当センターも市町・児童相談所と同様に児童虐待の通告先となっている。虐待を受けたと思われる児童について通告や相談を受けた場合は、「要保護児童対策地域協議会」の一員として児童の安全確認等を行うとともに、必要に応じ児童相談所への送致等の早期対応に努めることとしている。

各町の「要保護児童対策地域協議会」では、児童虐待や環境福祉等に関する相談に対し、必要な支援を行っている。

表 7 種別家庭相談件数（実件数）

（単位：件）

種 別 年 度	性 格 ・ 生 活 習 慣	知 能 ・ 言 語	学 校 生 活 等			非 行	家 族 関 係		環 境 不 良	心 身 障 害	そ の 他	合 計
			人 間 関 係	不 登 校	そ の 他		虐 待	そ の 他				
H21	10	16	8	3	2	－	4	3	33	5	－	84
H23	11	13	12	6	3	－	8	3	27	3	－	87
H24	3	11	3	－	－	－	9	2	31	7	1	67
H25	3	10	4	3	－	－	6	1	33	2	－	62
H26	8	16	5	－	－	－	12	－	20	2	1	64

※小浜市を除く。

表 8 管内児童虐待相談受付件数（実件数）

（単位：件）

種 別 年 度	身体的虐待	性 的 虐 待	ネグレクト	心理的虐待	合 計
H22	2	－	2	－	4
H23	3	1	3	1	8
H24	2	1	5	1	9
H25	5	－	1	－	6
H26	－	－	11	1	12

※小浜市を除く。

3 児童虐待防止研修

児童虐待防止に関する講演、事例検討等を内容とした研修会を開催し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、地域における関係機関の連携が図られるよう支援している。（表 9）

表 9 児童虐待防止専門研修会

開催日	内 容	講 師	参加者
平成 26 年 11 月 14 日	・講演・グループワーク 「具体的事例で学ぶ子ども虐待とその対応～グループワークを中心に～」	子どもの虹情報研修センター 研究部長 川崎 二三彦 氏	139 人
平成 27 年 3 月 5 日	・講演 「児童虐待への対応について～具体的事例に学ぶ～」	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科 准教授 吉弘 淳一 氏	107 人

第3章 障害者福祉

ポイント

- ・身体障害者手帳所持者数について、障害種類別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多い。
- ・療育手帳所持者数について、程度別ではB 1（中度）が増加傾向にある。

平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正された。障害者総合支援法は、障害者の範囲に難病等を追加、障害程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障害者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などについて制定された。

管内においては、若狭地区および若狭町・美浜町地域障害児者自立支援協議会が設置されており、研修会等を通して障害者等のニーズの把握、障害福祉サービスの充足状況など問題点の把握と支援に努めている。

1 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は平成 26 年度末現在 3,015 人であり、前年比で 285 人減少した。内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多い。（表 1）

表 1 身体障害者手帳交付状況

（単位：人）（H27.3.31 現在）

種 別		年 度				H26				
		H22	H23	H24	H25	管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
視 覚		275	258	255	250	215	123	36	30	26
平 衡 聴 覚・ 平 衡	聴 覚	304	283	268	270	224	116	35	31	42
	平 衡	2	2	2	2	1	—	—	1	—
	小 計	306	285	270	272	225	116	35	32	42
音声・言語・そしゃく		33	29	31	29	28	17	5	1	5
肢 体 不 自 由	上 肢	578	548	534	553	498	237	87	83	91
	下 肢	1021	986	1,010	1,032	991	482	173	197	139
	体 幹	186	170	182	183	163	93	20	25	25
	運動上肢	16	16	15	14	13	5	3	5	—
	運動移動	9	8	9	9	10	8	1	—	1
	小 計	1,810	1,728	1,750	1,791	1,675	825	284	310	256
内 部 障 害	心 臓	639	617	627	611	564	304	86	87	87
	腎 臓	143	126	132	136	119	75	15	12	17
	呼吸器	81	70	72	68	58	37	9	8	4
	*ぼ・直・小・免・肝	139	132	137	143	131	72	21	22	16
	小 計	1,001	945	968	958	872	488	131	129	124
合 計		3,425	3,245	3,274	3,300	3,015	1,569	491	502	453

*ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害。

2 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は平成 26 年度末現在 447 人で、毎年増加している。障害の程度では、B 1（中度）が増加傾向にある。これは知的障害者福祉サービスの周知が進んだ結果として、

軽度の方への手帳交付が増加したことが要因であると思われる。(表 2)

表 2 療育手帳交付状況

(単位：人) (H27. 3. 31 現在)

種 別 \ 年 度		H22	H23	H24	H25	H26				
						管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
所持者	18 歳未満	66	64	50	63	70	30	16	10	14
	18 歳以上	363	377	395	383	377	203	60	59	55
	合計	429	441	445	446	447	233	76	69	69
障害の程度	A 1	176	178	176	175	174	99	27	32	16
	A 2	14	13	11	10	10	5	2	1	2
	B 1	126	129	134	135	137	70	23	18	26
	B 2	113	121	124	126	126	59	24	18	25
	合計	429	441	445	446	447	233	76	69	69

※ A 1 = 重度 A 2 = 重度 (合併障害) B 1 = 中度 B 2 = 軽度

3 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当は、20 歳以上で心身に重度の障害 (1、2 級程度) を複数持つ方および単一の重度障害にあっては日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方を対象としている。

障害児福祉手当は、20 歳未満で心身に重度の障害 (身体障害 1、2 級程度、療育 A1 程度) があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方を対象としている。

経過措置福祉手当は、昭和 61 年 3 月 31 日現在、国の制度の福祉手当を受給していた 20 歳以上の人で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給を受けられなかった人に支給されており、新規の受付申請はない。(表 3)

表 3 特別障害者手当等受給者数の推移

(単位：人) (H27. 3. 31 現在)

種 別 \ 年 度		H22	H23	H24	H25	H26			
						管内計	高浜町	おおい町	若狭町
特別障害者手当		11	12	11	9	9	4	3	2
障害児福祉手当		14	15	12	13	12	7	2	3
経過措置福祉手当		3	3	3	3	3	2	0	1

4 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例

平成 8 年に施行されたこの条例は、障害者、高齢者等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会に参加、および交流することができる豊かな地域社会の実現を目的とし、公益的施設等の整備を進めていこうとするものである。

この条例による施設整備基準は旧ハートビル法に準じた高い基準となっており、適合のためには様々な整備を行うことが必要である。

平成 26 年度は届出数 10 件に対し、適合証交付施設は 4 件であった。(表 4)

表 4 福祉のまちづくり条例 特定施設の届出・適合状況

年 度	H22			H23			H24			H25			H26		
区 分	届出数		交 適 付 合 数 証	届出数		交 適 付 合 数 証	届出数		交 適 付 合 数 証	届出数		交 適 付 合 数 証	届出数		交 適 付 合 数 証
	新 築	増 改 築		新 築	増 改 築		新 築	増 改 築		新 築	増 改 築		新 築	増 改 築	
件 数	5	1	3	4	4	1	5	—	6	10	4	1	7	3	4

(2) ハートフル専用パーキング利用証制度

県では公共施設やショッピングセンターなどの身体障害者用駐車場の適正利用を進めるため、平成 19 年 10 月から「ハートフル専用パーキング（身体障害者等用駐車場）利用証制度」を実施している。この制度は、歩行困難者や妊産婦等、真に必要としている人のために駐車場を確保していくことを目的としている。また、県が利用証を交付してハートフル専用パーキングを利用できる人を明確にし、交付を受けた方が駐車時に利用証を掲示することで、利用が適正であることを示すことができるようになっている。

平成 26 年度末現在の協定施設数、利用証交付数は表 5 のとおりであり、利用証交付数は毎年増加している。

表 5 ハートフル専用パーキング利用証制度 (H27. 3. 31 現在)

	管 内 計	小 浜 市	高 浜 町	おおい町	若 狭 町
公立公益施設	67	32	8	11	6
民間協力施設	15	8	4	—	2
利用証交付数	348	195	36	57	59

(3) バリアフリー表示証制度

県では施設のバリアフリー化をより一層促進するため、平成 24 年 6 月から「バリアフリー表示証制度」を実施している。この制度は、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー状況を絵文字で表した表示証（ステッカー）を交付し、施設のバリアフリー整備状況を利用者にわかりやすく情報提供するという制度である。

平成 26 年度末現在の表示証交付数は表 6 のとおりである。

表 6 バリアフリー表示証制度 (H27. 3. 31 現在)

	管 内 計	小 浜 市	おおい町	高浜町	若 狭 町
表示証交付数	42	22	3	8	9

第4章 母子・父子・寡婦福祉

ポイント

- ・相談支援の内容は、母子福祉資金の貸付、償還に関することと母親の就労に関するものが多かった。

母子・寡婦家庭については、離婚・未婚の母などのひとり親家庭が増加し、若年化の傾向にある。

当センターでは母子・父子自立支援員が母子家庭等の自立・就業に主眼を置いた子育て、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な相談支援を行っている。

相談支援の内容は、近年の景気低迷に伴い、平成26年度も母子福祉資金の貸付・償還に関することと、母親の就労に関するものが多かった。

また、平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となった。

年度	種別	生活一般						児童					生活援護										その他	合計
		住	医	家	就	結	そ	養	教	非	就	そ	社	母	社	寡	社	父	子	児	生	そ		
		宅	療	庭	労	婚	他	育	育	行	職	他	資	子	資	婦	資	子	福	扶	活	他		
													貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還						
H22	相談件数	-	-	1	10	-	5	-	-	-	-	1	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	1	40
	相談回数	-	-	2	15	-	8	-	-	-	-	2	19	30	-	-	-	-	-	-	-	-	1	76
H23	相談件数	-	-	-	-	-	12	-	3	-	1	2	6	45	3	-	-	-	-	-	-	1	-	73
	相談回数	-	-	-	-	-	14	-	4	-	1	2	11	64	3	-	-	-	-	-	-	1	-	100
H24	相談件数	-	1	-	7	-	1	-	2	-	-	-	14	37	-	-	-	-	2	-	-	-	2	66
	相談回数	-	1	-	12	-	2	-	3	-	-	-	39	56	-	-	-	-	2	-	-	-	2	117
H25	相談件数	-	-	1	19	-	-	-	-	-	-	-	30	39	-	-	-	-	-	-	-	1	-	90
	相談回数	-	-	1	70	-	-	-	-	-	-	-	81	65	-	-	-	-	-	-	-	1	-	218
H26	相談件数	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	33	32	-	-	-	-	-	-	-	-	1	72
	相談回数	-	-	-	52	-	1	-	-	-	-	-	55	58	-	-	-	-	-	-	-	-	4	170

※小浜市を除く。

表2 母子寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年度	H22		H23		H24		H25		H26	
種別	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就学支度資金	2	750	-	-	1	590	3	1,040	-	-
修学資金	-	-	2	6,642	-	-	6	13,428	-	-
修業資金	-	-	1	1,632	-	-	-	-	-	-
就職支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金	1	309	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3	1,059	3	8,274	1	590	9	14,468	0	0

※小浜市を除く。

第5章 女性福祉

ポイント

女性相談件数は増加。相談主訴別にみると、夫等の暴力、その他等家庭問題の相談が全体の8割を占めている。配偶者からの暴力被害者の保護・自立支援、家族問題等の解決を図るため、関係機関と連携して支援している。

女性福祉は、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護・自立支援を図ること、および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に基づき、配偶者からの暴力の被害者の保護・自立支援を図ること等を目的として対応している。

当センターは、「配偶者暴力防止法」に基づく『配偶者暴力相談支援センター』として、警察、その他関係機関と連携を図り、被害者の相談・自立支援活動等を行っている。

相談の受付状況を相談経路別にみると、本人自身からの相談が5割を超えている。また相談主訴別では、夫等からの暴力の相談が5割を占めている。（表1・2）

表1 管内女性相談経路別相談受付件数

（単位：件）

種別 年度	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談員	医療関係	縁故者・知人	その他	合 計
H22	47	7	1	－	－	2	15	72
H23	33	4	－	5	－	3	16	61
H24	34	2	－	1	－	7	25	69
H25	23	5	－	－	－	4	24	56
H26	44	2	－	－	－	3	28	77

表2 女性相談主訴別相談受付件数

（単位：件）

種別 年度	施設入所	家庭問題		経済問題	職業問題	住宅問題	性の問題	その他	合 計
		夫等の暴力	その他						
H22	－	38	21	7	1	－	－	5	72
H23	－	34	19	2	2	－	－	4	61
H24	－	22	23	13	1	－	1	9	69
H25	－	30	16	6	1	－	－	3	56
H26	－	38	26	4	－	2	－	7	77
小浜市	－	25	9	3	－	1	－	7	45
高浜町	－	12	12	1	－	－	－	－	25
おおい町	－	1	5		－	1	－	－	7
若狭町	－	－			－	－	－	－	－

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等のため、DVに関する窓口関係担当者研修会を開催。被害者の立場に立った支援が行えるよう、また、二次被害を引き起こさないよう被害者のお話を直接聞く機会を持った。被害者と接する機会の多い相談機関や行政窓口担当課等、関係機関の連携を強化し、職務関係者の資質、意識向上を図った。（表3）

表3 DV防止研修会

開催日	内 容	講 師	参加者
平成 26 年 11月 21 日	・講義 ・当事者からのお話 ・事例検討(グループワーク)	福井大学医学部 看護学科教授 長谷川 美香 氏	33 人